



宿泊約款

(適用範囲)

第1条 1. 当ホテルが宿泊客との間で締結する宿泊約款及びこれに関連する契約は、この約款の定めるところによるものとし、この約款に定めのない事項については法令又は一般に確立された慣習によるものとします。

2. 当ホテルが、法令及び慣習に反しない範囲で特約に応じたときは、前項の規定にかかわらず、その特約が優先するものとします。

(宿泊契約の申し込み)

第2条 1. 当ホテルに宿泊契約の申し込みをしようとする者は、次の事項を当ホテルに申し出でいただきます。

(1)宿泊者名

(2)宿泊日及び到着予定時刻

(3)宿泊料金(原則として別表第1の基本宿泊料金による。)

(4)その他当ホテルが必要と認める事項

2. 宿泊客が、宿泊中に前項第2号の宿泊日を越えて宿泊の継続を申し入れた場合、当ホテルはその申し出がなされた時点で新たな宿泊契約の申し込みがあつたものとして処理します。

(宿泊契約の成立等)

第3条 1. 宿泊契約は、当ホテルが前条の申し込みを承諾したときに成立するものとします。ただし、当ホテルが承諾をしなかったことを証明したときは、この限りではありません。

2. 前項の規定により宿泊契約が成立したときは、宿泊期間(3日を越えるときは3日間)の基本宿泊料を限度として当ホテルが定める申込金を、当ホテルが指定する日までに、お支払いいただきます。

3. 申込金は、まず宿泊客が最終的に支払うべき宿泊料金に充当し、第6条及び第17条の規定を適用する事態が生じたときは、違約金に次いで賠償金の順序で充当し、残額があれば第11条の規定による料金の支払いの際に返還します。

4. 第2項の申込金を同項の規定により当ホテルが指定した日までにお支払いいただけない場合は、宿泊契約はその効力を失うものとします。ただし、申込金の支払い期日を指定するに当たり、当ホテルがその旨を宿泊客に告知した場合に限ります。

(申込金を要しないこととする特約)

第4条 1. 前条第2項の規定にかかわらず、当ホテルは、契約の成立後同項の申込金の支払いを要しないこととする特約に応じることができます。

2. 宿泊約款の申し込みを承諾するに当たり、当ホテルが前条第2項の申込金の支払いを求めなかった場合及び当該申込金の支払い期日を指定しなかった場合は、前項の特約に応じたものとして取り扱います。

(宿泊契約締結の拒否)

第5条 当ホテルは、次にあげる場合において、宿泊契約の締結に応じないことがあります。

1.宿泊の申し込みが、この約款によらないとき。

2.満室により客室の余裕がないとき。

3.宿泊しようとする者が宿泊に関し、法令の規定、公の秩序若しくは善良の風俗に反する行為をする恐れがあると認められるとき。

4.宿泊しようとする者が、伝染病であると明らかに認められるとき。

5.天災、施設の故障、その他やむを得ない事由により宿泊させることができないとき。

6.宿泊しようとする者が、泥酔者等で他の宿泊者に著しく迷惑を及ぼす言動をしたとき。

7.宿泊しようとする者が、「暴力団による不当な行為の防止等に関する法律」(平成3年法律第77号)による指定暴力団及び指定暴力団員又はその関係者、その他これらに類するもの(以下「暴力団等」という)であるとき。

8.宿泊しようとする者が、暴力団等が事業活動を支配する法人その他の団体又はその構成員であるとき。

9.宿泊しようとする者が、暴力団等に該当する者が役員となっている法人又はその構成員であるとき。

10.宿泊しようとする者が、当ホテル若しくは当ホテルの職員に対し、暴力、脅迫、恐喝、威圧的な不当要求を行い、あるいは合理的範囲を超える負担を要求したとき、又はかつて同様な行為を行ったと認められるとき。

(宿泊客の契約解除権)

第6条 1.宿泊客は、当ホテルに申し出で、宿泊契約を解除することができます。

2.当ホテルは宿泊客がその責めに帰すべき事由により宿泊契約の全部又は一部を解除した場合(第3条第2項の規定により当ホテルが申込金の支払い期日を指定してその支払いを求めた場合であって、その支払いより前に宿泊客が宿泊契約を解除したときを除きます。)は、別表第2に掲げるところにより、違約金を申し受けます。ただし、当ホテルが第4条第1項の特約に応じた場合には、その特約に応じるに当たって、宿泊客が宿泊契約を解除したときの違約金支払い義務について、当ホテルが宿泊客に告知したときには限ります。

3.当ホテルは、宿泊客が連絡をしないで宿泊日当日の午後9時(あらかじめ到着予定時刻が明示されている場合は、その時刻を2時間経過した時刻)になつても到着しないときは、その宿泊契約は宿泊客により解除されたものとみなし処理することができます。

(当ホテルの契約解除権)

第7条 1.当ホテルは、次にあげる場合においては、宿泊契約を解除することができます。

(1)宿泊客が宿泊に関し、法令の規定、公の秩序もしくは善良の風俗に反する行為をするおそれがあると認められるとき、又は同行為をしたと認められるとき。

(2)宿泊客が伝染病であると明らかに認められるとき。

(3)天災等不可抗力に起因する事由により宿泊させることができないとき。

(4)客室でのたばこ、消防用施設等に対するいたずら、その他当ホテルが定める利用規則の禁止事項(火災予防上必要なものに限る。)に従わないとき。

(5)宿泊客が泥酔等により他のお客様に迷惑を及ぼす恐れのあるとき又は著しく迷惑を及ぼす言動をしたとき。

(6)宿泊客が、暴力団等であるとき。

(7)宿泊客が、暴力団等が事業活動を支配する法人その他の団体又はその構成員であるとき。

(8)宿泊客が、暴力団等に該当する者が役員となっている法人又はその構成員であるとき。

(9)宿泊客が、当ホテル若しくは当ホテルの職員に対し、暴力、脅迫、恐喝、威圧的な不当要求を行い、あるいは、合理的範囲を超える負担を要求したとき、又はかつて同様な行為を行ったと認められるとき。

(10)宿泊客が当ホテルの定める利用規則の禁止事項に従わないとき。

2.当ホテルが前項の規定に基づいて宿泊契約を解除したときは、宿泊客がいまだ提供を受けていない宿泊サービス等の料金はいただけません。

(宿泊の登録)

第8条 1.宿泊客は、宿泊日当日、当ホテルのフロントにおいて、次の事項を登録していただきます。

(1)宿泊客の氏名、年齢、性別、住所および職業

(2)外国人にあつたっては、国籍、旅券番号、入国地及び入国年月日

(3)出発日および出発予定時刻

(4)その他当ホテルが必要と認める事項

2.宿泊客が第11条の料金の支払いを、宿泊券、クレジットカード等通貨に代わり得る方法により行おうとするときは、あらかじめ、前項の登録にそれらを呈示していただきます。

(客室の使用時間)

第9条 1. 宿泊客が当ホテルの客室を使用できる時間は16時から翌日10時(午前)までとします。ただし、連続して宿泊する場合においては、到着日及び出発日を除き、終日使用することができます。

2. 当ホテルは、前項の規定にかかわらず、同項に定める時間外の客室の使用に応じる事があります。この場合には次にあける追加料金を申し受けます。
- (1) 超過3時間までは、室料金の30%
 - (2) 超過6時間までは、室料金の50%
 - (3) 超過6時間以上は、室料金の全額

(利用規則の厳守)

第10条 宿泊客は、当ホテル内において、当ホテルが定めてホテル内に掲示した利用規則に従っていただきます。

(料金の支払い)

第11条 1. 宿泊客が支払うべき宿泊料金等の内訳及びその算定法は、別表第1に掲げるところによります。

- 2. 前項の宿泊料金等の支払いは、通貨又は当ホテルが認めた旅行小切手、宿泊券、クレジットカード等これに代わり得る方法により、宿泊客の出発の際又は当ホテルが請求した時、フロントにおいて行なっていただきます。

- 3. 当ホテルが宿泊客に客室を提供し、使用が可能になったのち、宿泊客が任意に宿泊しなかった場合においても、宿泊料金は申し受けます。

(当ホテルの責任)

第12条 1. 当ホテルは、宿泊契約及びこれに関連する契約の履行に当たり、又はそれらの不履行により宿泊客に損害を与えたときは、その範囲において損害を賠償することがあります。ただし、それが当ホテルの責めに帰すべき事由によるものではないときは、この限りではありません。

- 2. 当ホテルは、消防機関から適マークを受領しておりますが、万一の火災等に対処するため、旅館賠償責任保険に加入しております。

(契約した客室の提供ができないときの取扱い)

第13条 1. 当ホテルは、宿泊客に契約した客室を提供できないときは、宿泊客の了解を得て、できるかぎり同一の条件による他の宿泊施設を斡旋するものとします。

- 2. 当ホテルは前項の規定にかかわらず、他の宿泊施設の斡旋ができないときは、違約金相当額の賠償料を宿泊客に支払い、その賠償料は損害賠償額に充当します。ただし、客室が提供できることについて、当ホテルの責めに帰すべき事由がないときは、賠償料を支払いません。

(寄託物等の取扱い)

第14条 1. 宿泊客がフロントでお預けになった物品又は現金並びに貴重品について、滅失、毀損等の損害が生じたときは、それが、不可抗力である場合を除き、当ホテルは、その損害を賠償します。ただし、現金及び貴重品については、当ホテルがその種類及び価格の申告を求めた場合であって、宿泊客がそれを行なわなかったときは、当ホテルは、15万円を限度としてその損害を賠償します。

- 2. 宿泊客が当ホテルにお預けにならなかったものについて、当ホテルの故意又は過失により滅失、毀損等の損害が生じたときは、当ホテルは、その損害を賠償します。ただし、宿泊客からあらかじめ種類及び価額の申告のなかったものについては、15万円を限度として当ホテルはその損害を賠償します。

(宿泊客の手荷物又は携帯品の保管)

第15条 1. 宿泊客の手荷物が、宿泊に先立って当ホテルに到着した場合は、その到着前に当ホテルが了解したときに限って責任をもって保管し、宿泊客がフロントにおいてチェックインする際お渡します。

- 2. 宿泊客がチェックアウトしたのち、宿泊客の手荷物又は携帯品が当ホテルに置き忘れられていた場合において、その所有者が判明したときは、当ホテルは、当該所有者に連絡をするとともにその指示を求めるものとします。ただし、所有者の指示がない場合又は所有者が判明しないときは、発見日を含め7日間保管し、その後最寄りの警察署に届けます。

(駐車の責任)

第16条 宿泊客が当ホテルの駐車場をご利用になる場合、車両のキーの寄託の如何にかかわらず、当ホテルは場所を貸しするものであって、車両の管理責任まで負うものではありません。ただし、駐車場の管理に当たり、当ホテルの故意又は過失によって損害を与えたときは、その賠償の責めに任じます。

(宿泊客の責任)

第17条 宿泊客の故意又は過失により当ホテルが損害を被ったときは、当該宿泊客は当ホテルに対し、その損害を賠償していただきます。

別表第1

宿泊料金等の内訳(第2条第1項及び第11条第1項関係)

■宿泊者が支払うべき総額

宿泊料金	(1) 基本宿泊料(室料)
	(2) サービス料((1) × 10%)
追加料金	(3) 飲食料及びその他の利用料金
	(4) サービス料((3) × 10%)
税 金	イ 消費税((1) + (2) + (3) + (4)) × 消費税
	ロ 入湯税

備考

1. 税法が改正された場合は、その改正された規定によるものとします。

2. 基本宿泊料はパンフレット等に掲示する料金表によります。

3. 子供料金は小学生以下に適用し、基本宿泊料及びサービス料の50%と消費税をいただきます。ただし、寝具及び食事を提供しない幼児については、料金をいただけません。

キャンセル料

ホテルへ直接ご予約頂くお客様につきましては、基本的にご宿泊前日は20%、ご宿泊当日は80%、不泊の場合は100%のキャンセル料を頂戴しております。尚、ご予約頂く機関や団体予約の場合、キャンセル料は異なります。直接宿泊予約までお問合せ下さい。

別表第2 違約金(第6条第2項関係)

契約申込人数	契約解除の通知をうけた日			
	不泊	当日	前日	5日前
一般 14名まで	100%	80%	20%	10%
団体 15名以上	100%	100%	50%	20%

(注)

1 %は、基本宿泊料に対する違約金の比率です。

2 契約日数が短縮した場合は、その短縮日数にかかわりなく1日分(初日)の違約金を收受します。

3 団体客(15名以上)の一部について契約の解除があった場合、宿泊の10日前(その日より後に申し込みをお引き受けした場合にはそのお引き受けした日)における宿泊人数の10%(端数が出た場合には切り上げる)に当たる人数については、違約金はいただけません。